

A面

令和元年度米沢市特定教育・保育施設等保育料

【 1号認定 】 2・3号認定は裏のB面をご覧ください。

平成31年4月1日から令和元年9月30日まで

児童の属する世帯の階層区分		保育料（月額） 単位：円		
		満3歳以上		
		第1子	第2子 ※1	第3子 ※1
A	生活保護世帯	円 0	円 0	円 0
B	市民税所得割非課税世帯 （ひとり親世帯等 ※2）	0	0	0
	市民税所得割非課税世帯 （上記以外の世帯）	2,800	0	0
市民税所得割課税世帯				
D1	市民税所得割課税額 77,100円以下の世帯 （ひとり親世帯等 ※2）	3,000	0	0円 最も年長の 子どもから数 えて3番目以 降の場合に適 用 D1階層 77,100円 以下まで
	市民税所得割課税額 77,100円以下の世帯 （上記以外の世帯）	10,100	5,050	
D2	77,101円以上～ 211,200円以下	18,000	9,000	0円 小学校6年生ま での子どもから 数えて3番目以 降の場合に適用
D3	211,201円以上	23,000	11,500	

＜備考＞

- 保育料の階層は、支給認定保護者及びその配偶者、その他の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限り）の市町村民税所得割額の合計で決まります。
- 毎年9月が保育料の切り替え時期となります。平成31年4月から令和元年8月までは前年度（平成30年度）、令和元年9月から3月までは当該年度[平成31年度(令和元年度)]の税額で算定します。税額を計算するときには、調整控除以外の税額控除（寄附金税額控除、外国税額控除、配当控除、住宅借入金特別税額控除等）は適用になりません。
- 保育料とは別に、通園バス代、施設整備費、給食代等、各施設で設定する費用があります。

※1 第2子・第3子の該当

所得割額 77,100円を基準に数え方が異なります。

【77,100円以下の世帯】

世帯の最も年長の子どもから数えて2番目・3番目になる子ども

【77,101円以上の世帯】

第2子 世帯の小学校3年生までの子どもから数えて2番目になる子ども

（就学前のお子さんの場合は次の施設等を利用する子どもに限り）

幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育事業等、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設、児童発達支援もしくは医療型児童発達支援

第3子 世帯の小学校6年生までの子どもから数えて3番目になる子ども

※2 ひとり親世帯等の該当

- ひとり親世帯
- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付者を有する世帯
- 特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金等の受給者を有する世帯

B面 令和元年度米沢市特定教育・保育施設等保育料

【2・3号認定】1号認定は裏のA面をご覧ください。平成31年4月1日から令和元年9月30日まで

児童の属する世帯の階層区分		保育料(月額) 単位：円					
		上段は【標準時間】、下段の()内は【短時間】の金額です。					
		3歳未満			3歳以上		
		第1子	第2子 ※1	第3子以降 ※1	第1子	第2子 ※1	第3子以降 ※1
A	生活保護世帯	標準時間 0 短時間 (0)	標準時間 0 短時間 (0)	標準時間 0 短時間 (0)	標準時間 0 短時間 (0)	標準時間 0 短時間 (0)	標準時間 0 短時間 (0)
B	市民税非課税世帯 (ひとり親世帯等※2)	(0) (0)	(0) (0)	(0) (0)	(0) (0)	(0) (0)	(0) (0)
	市民税非課税世帯 (上記以外の世帯)	5,300 (5,100)	0 (0)	0 (0)	3,000 (2,900)	0 (0)	0 (0)
市民税課税世帯							
C	市民税所得割課税額 48,600円未満 (ひとり親世帯等※2)	7,250 (7,000)	0 (0)	0円 (0円) 最も年長 の子ども から数えて3 番目以降の 場合に適用 D1階層 57,700円 未満まで	5,300 (5,150)	0 (0)	0円 (0円) 最も年長 の子ども から数えて3 番目以降の 場合に適用 D1階層 57,700円 未満まで
	市民税所得割課税額 48,600円未満 (上記以外の世帯)	15,500 (15,000)	7,750 (7,500)		11,600 (11,300)	5,800 (5,650)	
D1	48,600円以上～ 75,000円未満 (ひとり親世帯等※2)	9,000 (9,000)	0 (0)	0円 (0円) 小学校6 年生まで の子ども から数えて3 番目以降の 場合に適用	6,000 (6,000)	0 (0)	0円 (0円) 小学校6 年生まで の子ども から数えて3 番目以降の 場合に適用
	48,600円以上～ 75,000円未満 (上記以外の世帯)	21,000 (20,400)	10,500 (10,200)		19,500 (18,900)	9,750 (9,450)	
D2-1	75,000円以上～ 77,100円以下 (ひとり親世帯等※2)	9,000 (9,000)	0 (0)	D1階層 57,700円 以上から	6,000 (6,000)	0 (0)	D1階層 57,700円 以上から
D2-2	75,000円以上～ 77,100円以下 (上記以外の世帯)	26,000 (25,200)	13,000 (12,600)		23,500 (22,800)	11,750 (11,400)	
D3	97,000円以上～ 130,000円未満	35,000 (34,000)	17,500 (17,000)	D1階層 57,700円 以上から	29,000 (28,100)	14,500 (14,050)	D1階層 57,700円 以上から
D4	130,000円以上～ 169,000円未満	39,500 (38,300)	19,750 (19,150)		30,000 (29,100)	15,000 (14,550)	
D5	169,000円以上～ 265,000円未満	47,500 (46,100)	23,750 (23,050)		33,000 (32,000)	16,500 (16,000)	
D6	265,000円以上～ 301,000円未満	49,000 (47,500)	24,500 (23,750)		35,000 (34,000)	17,500 (17,000)	
D7	301,000円以上～ 397,000円未満	56,000 (54,300)	28,000 (27,150)		36,000 (34,900)	18,000 (17,450)	
D8	397,000円以上	58,000 (56,300)	29,000 (28,150)		38,000 (36,900)	19,000 (18,450)	

<備考>

- ・保育料の階層は、支給認定保護者及びその配偶者、その他の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限り）の市町村住民税所得割額の合計で決まります。
- ・毎年9月が保育料の切り替え時期となります。平成31年4月から令和元年8月までは前年度（平成30年度）、令和元年9月から3月までは当該年度[平成31年度(令和元年度)]の税額で算定します。税額を計算するときには、調整控除以外の税額控除（寄附金税額控除、外国税額控除、配当控除、住宅借入金特別税額控除等）は適用になりません。
- ・満3歳を迎えると、年度途中に3号から2号認定に切り替わりますが、保育料は3歳未満の区分を適用します。

※1 第2子・第3子の該当

所得割額57,700円（ひとり親世帯等※2は77,100円以下）を基準に数え方が異なります。

【57,700円未満（ひとり親世帯等※2は77,100円以下）の世帯】

世帯の最も年長の子どもから数えて2番目・3番目になる子ども

【57,700円以上（ひとり親世帯等※2は77,101円以上）の世帯】

第2子 世帯の次の施設等を利用する子どもの最も年長の子から数えて2番目になる子ども

幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育事業等、特別支援学校幼稚部、

情緒障害児短期治療施設、児童発達支援もしくは医療型児童発達支援

第3子 世帯の小学校6年生までの子どもから数えて3番目になる子ども

※2 ひとり親世帯等の該当

- ・ひとり親世帯
- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付者を有する世帯
- ・特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金等の受給者を有する世帯